m_{i,CO_2}	全走行で排出されたCO_2の質量［g］
M_{i+m}	低速及び中速走行で排出された排出ガスの距離あたり重み付け質量［mg／km］
m_{i+m}	低速及び中速走行で排出された排出ガスの質量［g］
m_{i+m,CO_2}	低速及び中速走行で排出されたCO_2の質量［g］
M_{WLTC,CO_2}	WLTCに対する充電維持モードの試験でのCO_2の距離あたりの質量［g／km］

3. 一般要件

車外充電式ハイブリッド電気自動車の排出ガスの排出量は、2段階で評価するものとする。まず、走行条件は4.に従って評価する。次に、5.に従って最終的な路上走行排出結果を計算する。4.の要件を満たすために、充電維持状態で走行を開始することが望ましい。走行中にバッテリーを外部から充電してはならない。

4. 走行条件の検証

原動機（電動機を除く。）は低速及び中速区間において合計12km以上作動しているものとする。本要件が満たされない場合、試験は無効とする。

5. 最終的な路上走行排出量の計算

有効な走行について、次の手順により最終的な路上走行排出量を計算するものとする。

(1) 全走行における排出量をm_i、低速及び中速走行における排出量をm_{i+m}とする。

(2) 全走行におけるCO_2排出量をm_{i,CO_2}、低速及び中速走行におけるCO_2排出量をm_{i+m,CO_2}とする。

(3) 別添42 II 別紙8に定める充電維持試験における距離あたりのCO_2排出量［g/km］をM_{WLTC,CO_2}とする。

(4) 最終的な排出ガスの排出量を以下のように計算する。

全走行について

$$M_i = \frac{m_i}{m_{i,CO_2}} \cdot M_{WLTC,CO_2}$$

低速及び中速走行について

$$M_{i+m} = \frac{m_{i+m}}{m_{i+m,CO_2}} \cdot M_{WLTC,CO_2}$$

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表に次の一号を加える。

十七　平成三十一年九月三十日以前に製作された自動車	細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」II別紙5の3・3・1・から3・3・1・3・まで

第二十八条第八項、第十二項、第十七項及び第十八項中「及び第二項」の下に「並びに第百十九条第一項第三号及び第四号並びに第二項」を加え、同条第十九項及び第二十項中「並びに第二項」の下に「並びに第百十九条第一項第四号及び第二項」を加え、同条第二十二項中「及び第二項」の下に「並びに第百十九条第一項第三号及び第四号並びに第二項」を加え、同条第二十五項中「並びに第二項」の下に「並びに第百十九条第一項第三号及び第二項」を加え、同条第百六十四項、第百六十五項及び第百六十九項中「受けようとする」を「受けようとし、又は受けた」に改め、同条に次の八項を加える。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第三号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号。この条において「平成三十年改正告示」という。）による改正前の細目告示第四十一条第一項第三号イの基準に適合するものであればよい。

一　平成三十年九月三十日（細目告示第四十一条第一項第三号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成三十一年九月三十日）以前に製作された自動車

二　平成三十年十月一日から平成三十二年八月三十一日まで（中量貨物自動車等にあっては、平成三十一年十月一日から平成三十三年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　中量貨物自動車等のうち、平成三十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ハ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ニ　中量貨物自動車等のうち、平成三十一年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　平成三十二年八月三十一日（中量貨物自動車等にあっては平成三十三年八月三十一日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、細目告示第四十一条第一項第四号及び第百十九条第一項第二号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示第四十一条第一項第四号及び第百十九条第一項第二号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成三十年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第一項第四号イ（細目告示第百十九条第一項第二号に掲げる自動車にあっては、平成三十年改正告示による改正前の第百十九条第一項第二号イ）の基準に適合するものであればよい。

一　平成三十年九月三十日（細目告示第四十一条第一項第四号の表ハ及びニ並びに第百十九条第一項第二号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成三十一年九月三十日）以前に製作された自動車

二　平成三十年十月一日から平成三十二年八月三十一日まで（中量貨物自動車等にあっては、平成三十一年十月一日から平成三十三年八月三十一日）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　指定自動車等以外の自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十二年八月三十一日（中量貨物自動車等にあっては平成三十三年八月三十一日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの